

処 分 基 準

平成27年4月6日作成

法 令 名：火薬類取締法
根 拠 条 項：第17条第3項
処 分 の 概 要：猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受けの許可の取消し
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"><li>・ 火薬類取締法第17条第1項（譲渡又は譲受けの許可）</li><li>・ 火薬類取締法第50条の2第1項（猟銃用火薬類等の特則）</li><li>・ 火薬類取締法施行令第12条（猟銃用火薬等）</li></ul>
処 分 基 準： <p>譲渡又は譲受けの許可後に生じ、又は許可後に判明した事由により、当該火薬類の譲渡又は譲受けに伴い事件、事故等が発生する危険が認められる場合は、引渡し前に限り、許可を取り消すものとする。</p>
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：